

平成 29 年度第 4 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

日 時	平成29年9月27日（水）午後2時～3時30分
場 所	福生市もくせい会館301会議室
出 席 者	会 長 萬沢 明 副会長 板寺 正行 委 員 菅原 幸次郎、徳田 稔、古谷 光好、島田 雅由、杉本 芳江、 清水 忠雄、西村 曜、大戸 規彰、須崎 利花、志賀 義幸、 濱中 供子、半澤 比呂美
事 務 局	齊藤福祉保健部長、町田社会福祉課長、清水介護福祉課長他

[当日配付資料]

- 1 資料 1 福生市介護保険事業計画<第7期>（案）

[事前配付資料]

- 1 事前資料 1 障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）
- 2 事前資料 2 平成29年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第4回福生市地域福祉推進委員会を開催いたします。委員の皆さんにはお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、小林歌子委員、佐々木委員、小林啓子委員、波多野委員、小山委員から欠席の連絡をいただいています。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

事務局（社会福祉課長）：（資料確認）

（マイクの使用についての説明）

2 会長あいさつ

事務局（社会福祉課長）：萬沢会長よりごあいさつをお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局：ありがとうございました。

3 議事

事務局：次第の3に移ります。議題の進行については、萬沢会長にお願いしたいと思います。

（1）障害者計画・第5期障害福祉計画の骨子及びサービス量の推計等について

会 長：議題（1）障害者計画・第5期障害福祉計画の骨子及びサービス量の推計等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（障害福祉係）：（事前資料1に沿って説明）

会 長：ありがとうございました。ご意見、ご質問等があればお願いします。

私の方から1点、質問があります。2ページに4「計画の対象」として、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等」という表現で、「難病」が含まれていますが、全体を通して見たところでは、難病の方、障害者には該当しなくても、生活上でいろいろな不安をおもちの方に対し、例えば、「困り事はどこに相談するのか」「総合支援の窓口的などところをどのようにするのか」というようなことに対する記述が、全体を通して少し弱いと思います。

難病については国がいろいろな対応をしていますが、もう少しそのような部分への市民向けの記載や説明があるとよいという印象を受けました。

回答できる範囲で結構ですので、お考えを聞かせてください。

事務局：さまざまな障害等をお持ちの方がおられますが、そのような方の不安に対応することが必要になるかと思えます。まず、市役所の窓口には保健師を2名配置しています。今は一時的に不在になっていますが、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、高次脳機能にも対応できるような体制を整えています。また社会福祉協議会には相談事業を委託しております。また、精神障害の方向けに「ハッピーウイング」精神障害者の地域活動支援センターにも委託して、相談対応をしています。そのようなところを通じ、それぞれご相談をいただきますが、そこではご相談できない部分は、保健所等東京都の機関等につないでいくこともしています。そのような相談機関があるということを周知し、その他の障害福祉サービス関係についても、ガイドブックをつくらしたり、広報を利用したりして周知に努め、多くの方々に対応できるような支援体制をつくっていきたいと考えています。

会長：ありがとうございました。

委員：18ページで、子どもの健やかな発達を支援するまちづくり、とあります。今回、「障害福祉計画や障害者総合支援法と児童福祉法の改正に伴って」という部分では、障害者という言葉が入りながら、きちんと療育支援のことも文言で残っており、国としても力を入れていただけありがたいと思えますし、市としてもそれをこのような形に表していただき、今後、施策に入るということで大変うれしく思います。ありがとうございます。いろいろな障害があり、1つに決めることは大変難しいと思えますが、一緒に考えていけたらよいと思えます。

7番の「学童クラブでの障害児の受け入れ」の内容ですが、「集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れる」という文言があります。計画策定の背景や趣旨の中で、地域の共生社会をうたっていますが、「障害があるのでなじみにくい」ということもあると思えます。制度という部分もありますが、できる限りこのような表記にはご配慮いただけるとありがたいと思えます。

8番の放課後等のデイサービスの充実ということで、確かに福生市内でも多くの事業所が立ち上がっていると思えますが、その中の子どもをみると、少しの配慮があれば、普通の学童保育にも行けるのではないかと思える子どももいます。困ってしまうことが、地域社会になじむことにつながっていくのか、不安に感じます。

会長：ご意見という形でよろしいでしょうか。

事務局：「なじむことが可能」という表現ですが、実施には学童クラブや保育園では、非常に多くの障害児を受け入れていると聞いています。実際には、例えば「医療を必要として受け入れが難しい」というような特別な事情がない限り、できるかぎり受け入れるという方針で取り組んでいます。「集団生活になじむ」という表現については、今後、内部で調整を図りたいと思えます。

会長：よろしいですか。

他にご意見等はございませんか。課題は障害者計画、障害福祉計画というように多岐に渡っていますが、それぞれの関係団体でご意見があればお願いします。

委員：2ページの障害者計画、障害福祉計画の部分で、昭島市で先日、介護職や民生委員等の勉強会が開かれました。若年性認知症の方の現実について、実際に51歳で発症された方のお話を聞く機会がありました。

高齢者は65歳以上ですが、若年性認知症は50歳代で発症する場合があります。認知症の中には難病に指定されているものと、されていないものがあります。若年性認知症になってしまった方に対して、どのようなセーフティーネットが考えられるのかと言えば、申請することで障害年金も受給できるそうですが、実際の資料からは、大きく問題となっていることは拾えても、まだまだ数は多くないことがわかります。実際に福生市でそのようなケースがあれば、どのように解決していけばよいのでしょうか。

事務局：確かに若年性認知症の方は高齢福祉サービスの対象にはなりませんので、障害者関係の窓口での対応が必要になってくると思います。相談機関が市内に3か所ありますので、まずはご相談ください。専門職等も多数おりますので、年金等の手続きやサービスの提供が可能かどうか、ご相談を受け対応できると思います。また、そのような方がどうすればよいのかをすぐにわかるように、周知というものも大事になってくると思います。周知方法の充実も、ますます図っていきたいと考えています。

委員：もしそういう方が実際におられた場合には、「認知症は地域包括支援センター」というイメージがありますが、障害福祉課をご案内すればよいのですか。

事務局：どちらかにお話しただければ、相互に連絡をとり、市で調整させていただきます。

会長：よろしいですか。

では他にご意見等はございませんか。

委員：たまたまニュースを見ていたら、神奈川県大和市で、日本で初めて、認知症の方が電車を止めたという報道がありました。詳しいことはわかりませんが、鉄道を止めたということで720万円ほどをJRから請求されるという内容でした。大和市では、認知症の方に登録していただき、保険をかけているそうですが、市としては3億円ほどの費用がかかるそうです。鉄道を止めた場合には、個人ではなく、保険で対応してもらおうということでした。具体的なことはわかりませんが、今後、認知症の方が鉄道等を止めた場合のことを考えると、福生市でも保険というものがいいかどうか、ご検討いただけるとよいと思います。

会長：ありがとうございます。大和市の施策の紹介ということです。事務局にお考えがあれば、お願いします。

事務局：福生市の状況をお話しします。高齢者の増加とともに、認知症の方も増えている現状です。市として、現状では保険には取り組んでいませんが、まず、「認知症のことをよく知ってもらおう」ということで、サポーター養成講座を行っています。昨年は小中学校も対象にして、2校の中学校3年生300名ほどに卒業記念ということで、サポーター養成講座を受けていただきました。認知症に関しては対応が難しい面もありますが、講習を受けた感想には「家族に祖父母がいて、対応について考えさせられた」という声もありました。

また、来年度から国の方針で、認知症初期集中治療チームというものに取り組むことになっています。早めに発見し、早めに対応することで、進行を遅くすることで、対応がうまくいく例が多いと言われておりますので、初期の方に対し、医師と医療職、介護職の方がチームを組んで訪問しながら対応するという事業です。今、ご意見のありました保険に関しては、今後、考えていきたいと思っています。

会長：ありがとうございます。

委員：私の記憶では、名古屋駅での事例で裁判になっていたと思います。最初はJRが勝訴しましたが、最終的には最高裁までいき、JRが敗訴し、責任が回避されたと記憶しています。

これに関し、今後のことでお聞きしたいですが、例えば精神障害をおもちの方だと、法的責任は問われません。認知症は法的にグレーゾーンになっており、判断が難しいのですが、今後はどのようになっていくとお考えですか。

もう1点、若年性認知症の方は介護保険の対応が可能だと思います。40歳以上の加齢に伴う疾病については、地域包括で対応できるのではないですか。

会 長：事務局、お願いします。

事務局：若年性認知症については、「加齢に伴う疾病」という診断が下りれば対象となるはずですが、不明瞭な部分もありますので、個別の対応になるとは思いますが、基本的には介護保険の対象になると思います。

鉄道事故等の保障に関しては、裁判になった事例は知っています。詳しいことはわかりませんが、今後、認知症の方が増えていく中で、判断のできない方が増えてくると考えられます。福生市の防災無線でも、行方不明の方の放送が流れることがあります。裁判に関しては、今はお答えできませんが、認知症の方を地域で見守っていくまちづくりというものが、大きな課題だと考えています。

会 長：名古屋の事例で、私が知っている範囲では、認知症の方の家族の管理監督の責任を、同居していない長男にまで請求されたということで、それに関して、裁判では管理監督には及ばないという判決だったかと思います。認知症の場合は、刑事上の問題と民事上の問題の両方が関係するのだと思います。

他にも神奈川で、実際に線路に入り込んで事故を起こしたという事例があり、JRが裁判という形で訴訟を起こしました。この場合は管理監督上の問題ではなく、認知症の方がとった行動についての問題で、請求権がどのようになるのかということだったかと思います。JRは請求を放棄したように記憶しています。いずれにしても、認知症の方の行動制限をすることが妥当だと判断するとか、あるいは管理監督責任をどこまで求めるのかということ、公的な部分と私的な部分の整理をしながら、この制度の充実を考えていかなければいけないと思います。

若年性認知症の場合は、生活保障という点でどのようにするのかという問題があります。障害年金制度の中で、高次機能障害という形で、認知症も含めた障害年金が支給できるという制度が広がっていますが、むしろ、そのようなことよりも、「どのように日常生活をおくっていただくのか」ということが問題になるかと思っています。デイケアにしても、高齢者のデイケアとは少し違う対応が必要だと思います。

福生市に若年性認知症の方がいるのかどうか、具体的につかむことはできないと思います。臨床専門の対応をしているという事例や若年性認知症の家族会を紹介しながら、どのように対応していくのかというような、相談先の情報を市でまとめ、紹介する等の対応をしていただけるとよいと思いました。

貴重なご質問であり、ご提案だと思います。

他にご意見等はございませんか。

委 員：10ページの6番、基幹相談支援センターの充実の内容が、大まかに表現されているので、もう少し詳しくご説明していただけるとよいと思います。

事務局：現在、基幹相談支援センターとして、市役所と社会福祉協議会とハッピーウイングの3か所を基幹相談支援センターと位置づけています。その3か所での相談機能を、現状よりも充実させていきたいと考えています。

委 員：何の相談であればどこに行けばよいのか、わからない方がおられると思います。例えば、ハッピーウイングは精神障害の方、社会福祉協議会では何でも受け入れていただけるとは思いますが、その後、別れて個々の窓口に行くということでしょうか。

- 事務局：まずは相談いただければ、その方に応じた適切な対応ができる機関におつなぎするということです。
- 委員：もう1点、先ほどから認知症の方について議論されていますが、精神障害のある方の交通事故裁判の事例があります。障害のある方の責任能力に関して、個人にその責任能力を問うということと、通っていた事業所の法人の使用責任を問うということです。その中で、障害のある方が交通事故を起こしたり、物を壊したりした場合は、責任能力がないので被害者は泣き寝入りになるのかという内容が、裁判の中ででてきています。個人的にそのような問題に直面したときに、どこに相談したらよいのか、なかなか思い当たらないと思います。認知症に限らず障害のある方についても、そのような問題に対応するには、保険があれば一番よいのでしょうか、家族がすべての負担を追うのでしょうか。この機会に、そのようなことも考えていきたいと思います。
- 事務局：事故等に関する法的な部分のご相談は、基幹相談支援センターでは対応できない部分になるかと思えます。ただ、市では法律相談等も行っていますので、そのような機会をご利用いただき、専門の弁護士につなぐという方向になると思えます。
- 会長：緊急性のある法律相談ということであれば、施設が基幹相談支援センターという形で行うのか、あるいは緊急性があっても市役所で対応できそうなことなのか判断する必要があると思えます。そのようなことも今後の高齢化社会の中で、対応を迫られるかもしれませんので、ご検討いただけるとよいと思えます。他にご意見等はございませんか。
- 私から1点、よろしいでしょうか。32ページに「基本指針に定める目標」とありますが、特に2番目の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、福生市として地域包括ケアシステムに、どのようにとり入れていくのか、具体的にどのようにして次の指針を取り込んでいくのか、よくわかりませんのでご説明ください。
- 事務局：精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築ですが、基本的には市町村ごとにつくることが望ましいのですが、国は、広域的に近隣市町村と一緒につくってもよいとか、地域自立支援協議会の専門部会で兼ねていただくということでもよいと言っています。ただ、精神科医療に携わる者がメンバーがいなければいけないということですので、現在の地域自立支援協議会にはおりませんので、対応を検討する必要があると考えています。
- 会長：他にご意見等はございませんか。また後でご意見がありましたら、事務局まで提出いただければ結構です。
- 事務局：本日、欠席されている小林啓子委員からもご意見をいただいていますので、ご報告をいたします。
- 現行計画からの踏襲ですが、今回配布した基本計画の中で個別の施策事業を展開していますが、このような細かい事業の進捗管理を行えていることは大変よいので、引き続き実施してほしいということです。また、一般の方には細かすぎる部分もあるのではないかとということで、市の障害福祉施策がどれくらい取り組んでいるのかということが、一般の方にもわかるようにできるとよいというご意見をいただきました。他のご意見と合わせて、今後の計画策定に生かしていきたいと思っています。
- 会長：ありがとうございます。次にに進みたいと思います。

(2) 介護保険事業計画<第7期>の骨子及びサービス量の推計等について

- 会長：議題(2)介護保険事業計画<第7期>の骨子及びサービス量の推計等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（介護保険係）：（当日資料1に沿って説明）

会 長：ありがとうございました。今受けた報告の中でご意見、ご質問等がございますか。

委 員：先ほど精神障害者の方、認知症の方の交通事故の話がありました。それに関して、地域ケア会議の話が今の説明の中にありましたが、個別の対応で地域ケア会議を実施されているのだと思います。例えば、もう少し範囲を広げて、「若年性認知症の方に対する地域ケア会議」とか「認知症の方に対する地域ケア会議」のような会議は開催されているのでしょうか。また、今後行えばどのようになるのでしょうか。

事務局：介護福祉課では平成27年度から地域ケア会議に取り組んでいます。「コアな地域で個別の課題を検討するための会議」「各地区で抽出された課題を取りまとめ検討する会議」「他職種の方が集まって全体的な高齢者の施策等について考える会議」の3つの段階を経て、ケア会議を行っています。確かに「問題を解決する会議」と位置づけていますので、地域の課題とともに、そのような問題が挙がってくれば、議題に上げ、地域ケア会議で検討していきたいと考えています。

委 員：例えば、先ほどのJRの話のようなものでは、JRの方も会議に入っていただき話をしていただけるとよいと思います。そのようなことは、今後いかがでしょうか。

事務局：ご意見としてお聞きしましたので、検討していきたいと思います。

委 員：15ページの13、介護予防住宅改修のところ、住宅改修と介護予防住宅改修の違いと、それらの概要を教えてくださいたいと思います。

事務局：住宅改修は、要介護認定を受けた方、介護1から介護5の方の住宅改修です。バリアフリー化を含め、手すりを付けるとか浴室の改修、段差の改修等が対象になります。下段の介護予防住宅改修は、要支援1、要支援2の方を対象にした住宅改修事業です。

会 長：ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

委 員：質問です。34ページの（5）支え合いの地域づくりで、3つ目に「介護サポーター事業の充実」とありますが、少し詳しくご説明ください。このような事業で、どのような方に人材を流していくのかというスキームがあるのか、今後はどのようにしていくのか、教えてくださいたいと思います。

事務局：この事業は、元気な高齢者が介護を必要とする高齢者を支えるための事業として、現在も実施しています。具体的には市に登録をしてもらい、ボランティアが必要など、特別養護老人ホームやオレンジカフェの聞き役等の役割を担っていただいています。今の登録者が50名弱です。この事業はポイント制になっており、1日ボランティアで仕事をしていただくと、ポイントがつき、50ポイントたまるとお金に還元できるということです。最高で5,000円が対価として交付されるしくみになっています。この事業については、65歳で初めて介護保険被保険者証を交付されるときに、介護サポーターの周知をしています。参加者がなかなか増えていかないことが実情です。今、受け入れ先としては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設だけですが、他にサービス付き高齢者向け住宅も対象にしていきたいと考えています。

委 員：日の出町で、例えば講座を開き、そこに登録した人が、参加したい日だけ選ぶことができ、月に2回、養成講座的なものを、ボランティアの人で始めるということです。そのように、元気な高齢者等を、講座を経て発掘していき、総合事業の通所介護につなげていくというお考えはありますか。

事務局：これから高齢者が増えていく中で、高齢者が地域を支えていくということが大切になってきます。

今年度から、認知症サポーターの講座の一段階上のステップアップ講座というものを始めています。そのステップアップ講座を受講された方については、いろいろな介護施設を体験していただいたり、実際に事業所に訪問していただいたりして、実態をみていただき、介護士の手伝いをしていただいています。より身近な形で、高齢者と寄り添っていただくという取り組みもしています。そういった中から、地域の方の輪が広がっていけばよいと考えています。

委員：数字に関する質問をします。27ページの介護保険給付費の推計のところ、37年度に向けてどの項目も上がっているように感じますが、訪問看護の部分だけ、半分ほどに下がっています。その理由はどこにありますか。介護医療費が上がっている分、そこが下がっているのでしょうか。

事務局：確かにおかしいと感じる部分があります。介護保険料の見込みをだすに当たっての推計値で、まだ確定の値ではありません。申し訳ございませんが、今後、数値に見直しをして、ご説明をさせていただきたいと思います。

会長：まだ整理中ということです。
他にご意見等はございませんか。

委員：33ページの在宅医療、介護連携の推進の部分で、「在宅医療、介護連携会議を開催し」とありますが、これは第7期介護保険計画で始めていきたいということでしょうか。

事務局：33ページの在宅医療、介護連携会議については、おっしゃる通り、第7期、平成30年度からは開催していきたいと考えています。

委員：この中には、医療と介護だけですと、一般の方に周知されない、狭い世界で話し合いが行われ、意見も偏りがちになると思いますが、例えばここに参加されている職種の方や人員構成を、今後、お考えになるということでしょうか。

事務局：はい。他職種ということになりますので、地域ケア会議と重複する部分もありますが、医療関係者、介護関係者、地域の代表者として民生委員、町会長というような方にご参加いただく予定です。

委員：ありがとうございます。

会長：他にご意見等はございませんか。

まだ未確定の部分もありますので、数値や指数が確定したところでご報告をいただくということです。第7期の中に盛り込まれていることについて、委員のみなさんにも読み込んでいただき、ご意見等を事務局にだしていただきたいと思います。この場でもご質問があれば、お願いします。

ないようですので、本日の議題は終了いたします。進行を事務局にお返しします。

事務局：各議題にご審議いただき、ありがとうございました。

4 その他

事務局：その他として、事務局から連絡をいたします。

事務局：(ふっさヘルプバンドナの紹介、今後のスケジュールを説明)

事務局：事務局からは以上です。

委員のみなさんからは、何かございませんか。

ないようですので、平成29年度第4回福生市地域福祉推進委員会を終了させていただきます。長時間に渡るご協議、ありがとうございました。

(閉会)